

施工体制台帳

[会社名] 株式会社ABC建設

[事業所名] あいうえお再開発作業所

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、大、左、管 工事業	○大臣知事 ○特定一般 (11111) 第 11111 号	平成30年5月1日

工事名称及び工事内容	あいうえお再開発 地下 1階 地上 6階 塔屋 1階 延床面積 9600㎡		
発注者名及び住所	千代田商事株式会社 〒110-0001 12345678910-一二三四五六七八九/〒111-1111 東京都港区1-1-1-1/〒111-1111 東京都港区1-1-1-1/〒111-1111 東京都港区1-1-1-1		
工期	自 平成29年6月1日	契約日	平成29年5月1日
	至 平成30年3月31日		

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	東京支店	東京都港区芝浦一丁目2-3
	下請契約	首都圏事業本部	東京都港区芝浦一丁目2-3

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		○加入 未加入 適用除外		○加入 未加入 適用除外		○加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
元請契約		東京支店	ABC健康保険組合	中央A1B2-9999	12345678910		
下請契約	首都圏事業本部	ABC健康保険組合	中央A1B2-9999	12345678910			

発注者の監督員名	吉田忠夫	権限及び意見申出方法	工事請負契約約款第9条記載のとおり文書による
----------	------	------------	------------------------

監督員	山田 太郎	権限及び意見申出方法	工事請負基本契約約款第18条記載のとおり文書による	
現場代理人名	山田 太郎	権限及び意見申出方法	請負契約第〇〇条記載のとおり文書による	
監理技術者名 主任技術者名	○専任 山田 太郎 非専任	資格内容	建設業法「技術検定」一級建設機械施工技士	
専門技術者名	鈴木一郎	専門技術者名		
	資格内容	一級建築士	資格内容	
	担当工事内容	建築工事業	担当工事内容	

※外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 ○無	※外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 ○無
--------------------	------	--------------------	------

- (記入要領)
- この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(標準様式第1号-甲)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
 - 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
 - 監理技術者、主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な

《下請負人に関する事項》

会社名	株式会社大手町仮設	代表者名	大手町 太郎
住所 電話番号	〒000-0000 東京都千代田区1-1-1 (TEL 03-1111-1111)		
工事名称及び工事内容	あいうえお再開発 建築一式工事		
工期	自 平成29年6月1日	契約日	平成29年5月1日
	至 平成29年7月1日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	建築工事業	大臣 特定 (般-22) 第 0001 号 ○知事○一般	平成29年12月1日
		大臣 特定 () 第号 知事 一般	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		○加入 未加入 適用除外		○加入 未加入 適用除外		○加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
東京支店		きた12341234567	きた12341234567	1111-2222-31			

現場代理人名	田中 次郎	安全衛生責任者名	田中 次郎
権限及び意見申出方法	書面による	安全衛生推進者名	田中 次郎
※主任技術者名	○専任 横山 健太 非専任	雇用管理責任者名	大手町 太郎
資格内容	1級管工事施工管理技士	※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

※外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 ○無	※外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 ○無
--------------------	------	--------------------	------

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

- 経験年数による場合
1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験 (短大・高専卒業者を含む)
2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
- 資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※[外国人建設就労者、外国人技能実習生の記入要領]

- 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」のいずれかに○印を付すこと。
- 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」のいずれかに○印を付すこと。